

山梨県動物愛護推進員の募集について

人と動物の共生社会を実現するためには、動物と地域社会に深いかかわりを持つ住民が積極的、主体的に地域に根ざした動物愛護を進める必要があります。

そこで、山梨県では、地域の動物愛護及び適正飼養推進のために活動をしていただくボランティアとして、山梨県動物愛護推進員を募集します。

◇募集期間 令和7年4月21日(月)から令和7年5月23日(金)まで

◇応募資格 以下の条件を全て満たす方

- (1) 県内在住の18歳以上の方
- (2) 動物愛護について熱意と識見があり、動物愛護行政に協力できる方
- (3) 「動物愛護推進員養成講習会」(オンライン研修を予定)の受講が可能な方

◇任期 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで(2年間)

◇活動内容 (1) 犬、猫等の動物愛護と適正飼養の普及啓発
(2) 犬、猫等の繁殖制限に関する助言
(3) 犬、猫等の所有者に対する譲渡のあっせんや支援協力
(4) 県及び市町村が行う動物愛護と適正飼養の推進のための施策への協力
(5) 災害時において、県及び市町村が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策への協力

○公務員に準ずるような職務資格を有しないので、立入り・監視指導や措置命令などの権限はありません。

○活動範囲は、甲府市を除く県下全域です。

◇応募方法 次の書類を、住所地を管轄する各保健所に御提出ください。

- (1) 山梨県動物愛護推進員応募用紙(別紙)
- (2) 動物愛護に関連する各種資格(獣医師免許証、各種学校の卒業証書、各団体の認定する資格の証書等)をお持ちの方は、その写し。

◇委嘱決定方法 次の手続きを経て、委嘱を行います。

- (1) 書類審査
- (2) 動物愛護推進員養成講習会の受講(必須)

○応募者の個人情報各市町村に提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇問い合わせ・書類提出先

所属名	住所・電話番号	管轄区域
中北保健所 衛生課 (動物愛護指導センター)	〒409-3812 中央市乙黒 1083 電話:055-273-5034	甲府市(推進員に関することに限る) 甲斐市、中央市、昭和町
中北保健所 衛生課	〒407-0024 韮崎市本町 4-2-4 (北巨摩合同庁舎 1 階) 電話:0551-23-3071	韮崎市、北杜市、南アルプス市
峡東保健所 衛生課	〒405-0003 山梨市下井尻 126-1 (東山梨合同庁舎 1 階) 電話:0553-20-2751	笛吹市、山梨市、甲州市
峡南保健所 衛生課	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰻沢 771-2 (南巨摩合同庁舎 2 階) 電話:0556-22-8151	市川三郷町、富士川町 早川町、身延町、南部町
富士・東部保健所 衛生課	〒403-0005 富士吉田市上吉田 1-2-5 (富士吉田合同庁舎 1 階) 電話:0555-24-9033	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、富士河口湖町、 西桂町、山中湖村、鳴沢村、 道志村、忍野村、小菅村、 丹波山村
福祉保健部衛生薬務課 生活衛生・動物愛護担当	〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 (山梨県庁本館 5 階) 電話:055-223-1488	

(別紙)

山梨県動物愛護推進員応募用紙

(写真貼付欄)

次のとおり山梨県動物愛護推進員に応募します。

令和 年 月 日

(6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身、正面、タテ3.5cm×ヨコ2.5cm、写真裏面に氏名記入)

氏名		年齢 (生年月日)	才 年 月 日
住所	〒		
電話番号	① 自宅： ② 携帯：		
FAX番号			
メールアドレス			
応募動機			
動物愛護活動をされている場合、活動の実績			
動物に関連する資格等	※動物に関連する資格等を証明する書類がある場合には、その写しも添付		

(1) 私は、以下の事項に該当しています。

(該当する事項にチェックを記入してください。)

- 動物愛護に熱意と識見を有し、かつ動物愛護行政に協力できる
- 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）に反する行為等により、県又は市町村から指導、勧告、命令等を受けたことがない
- 「動物愛護推進員養成講習会」（オンライン研修を予定）の受講が可能

裏面も必ずご記入ください。

(2)法第38条第2項で定める動物愛護推進員の活動の一つに「災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事」があります。そこで、災害時に御協力いただける内容全てに○をつけてください。
(状況を把握しておくためのものであり、災害時に必ずお願いするものではありません。)

- ① 被災動物の一時的な保護
- ② 被災動物の飼育施設等への搬送
- ③ 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- ④ 被災動物の適正飼養等に関する飼い主へのアドバイス
- ⑤ 必要物資の運搬
- ⑥ 避難所における犬、猫等の飼育状況の確認等
- ⑦ ペット用品の支援
- ⑧ 協力不可
- ⑨ その他 ()

(3)異なる立場や考えの人がいる中で、地域住民の理解を得ながら動物愛護推進員の活動を行うにあたり、どのようなことが必要だと考えますか。(500字以内)

Empty rounded rectangular box for writing the answer to question (3).